

1. 件名：日本原燃(株)再処理施設における事業者の検査活動の状況に係る面談

2. 日時：令和4年8月24日(水) 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

寒川首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官

館内上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

清水原子力専門検査官

六ヶ所原子力規制事務所

松本事務所長、皆川原子力運転検査官

日本原燃(株)品質保証部 部長 他5名

5. 要旨

○日本原燃(株)(以下「事業者」という。)から、新規制基準の施行前に工事を着手した設備等に関し、その主な工事案件と検査の状況等について、資料に基づき説明を受けた。

(1) 主な工事案件と検査の状況について

・主な工事案件に係る使用前事業者自主検査の状況及び各工事検査の工程(8、9月分)は資料1のとおりであり、2022年8月に竜巻防護対策の検査として、前処理建屋の使用前事業者自主検査(構造検査/防護板寸法(高所))を実施した。

(2) 使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方について

・設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請後に設計変更が生じた場合の使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方は資料2のとおりであり、追加工事が発生し、設工認の補正が必要となった場合、当該追加工事範囲は、補正後に使用前事業者検査を実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・設工認の認可前に実施する使用前事業者検査については、当該申請書記載の設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに従い、計画的に実施すること。

・使用前事業者検査の記録確認検査で使用する工事検査記録等については、適切に管理すること。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料 1 : 主な工事案件と検査の状況について

資料 2 : 使用前事業者検査と使用前事業者自主検査の実施の考え方について

以上